

■参考資料3 兵庫県立芸術文化センター 阪神淡路大震災からの復興のシンボル

1. 経緯

- 1989(平成元)年度 「芸術文化センター基本構想」の策定
安定的な財源基盤を確保するため、「芸術文化センター事業基金」を創設(ソフト基金)
- 1990(平成 2)年度 「芸術文化センター施設基本計画」の策定、開館に向けたソフト先行事業に着手
- 1991(平成 3)年度 ソフト先行事業の推進及び開館後の管理運営を行う財団法人「兵庫現代芸術劇場」を設立
(後に統合等あり、現在公益財団法人兵庫県芸術文化協会)。山崎正和氏が芸術監督に就任。
- 1993(平成 5)年度 基本設計着手
- 1994(平成 6)年度 1995年1月17日 阪神・淡路大震災発災
- 1997(平成 9)年度 基本設計の見直し
- 1999(平成 11)年度 実施設計、埋蔵文化財調査
- 2000(平成 12)年度 「芸術文化センター構想推進委員会」の開催・ひょうごアートマネジメント講座開設
- 2001(平成 13)年度 工事着工 ⇐文化芸術振興基本法
- 2002(平成 14)年度 佐渡裕氏が芸術監督に就任。
- 2003(平成 15)年度 「芸術文化立県ひょうご」打ち出す
- 2004(平成 16)年度 芸術文化振興ビジョン策定、阪神・淡路大震災10周年記念事業(2004~2005)
- 2005(平成 17)年度 芸術文化センター開館,芸術文化センター管弦楽団の創設

2. 芸術文化センター構想の基本理念(震災後の改訂時)

- 1989年度の基本構想にうたった「舞台芸術の創造と交流」という考え方を引き継ぐとともに、震災の教訓、芸術文化を通じた地域振興、蓄積されてきているソフト先行事業の実績を踏まえ、近年(注:2000年前後当時)提唱されている「パブリックシアター」という概念の実現を図る。

芸術文化センターは広域公共劇場として、芸術文化の普遍化、生活の芸術化に向け自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」を目指す。

- ① 阪神・淡路大震災からの心の復興・文化の復興に貢献する
- ② 舞台芸術の鑑賞、創作、発表など多彩な文化創造活動を通じて広く県民文化の振興を図る
- ③ 21世紀における舞台芸術の創造と交流を国内外にわたり推進する
- ④ 芸術文化を通じて地域の振興を図る

3. 事業目的(震災後の改訂時)

- 阪神・淡路大震災からの心の復興・文化の復興のシンボルとして、舞台芸術の鑑賞・創作・発表など多彩な文化創造活動を通じた県民文化の振興を図るとともに、21世紀における舞台芸術の創造と交流を国内外にわたり推進し、さらにこうした取り組みを通じて地域振興にも寄与していく。

<阪神・淡路大震災からの心の復興・文化の復興のシンボル>

- 震災後の極限状況の下、ピッコロ劇団(県立尼崎青少年創造劇場の専属劇団)の被災地激励活動をはじめ多くの復興コンサートなどが行われたことにより、音楽、演劇を中心に、舞台芸術の持つ癒しや生きる力と勇気を与える力が再認識された。また、県民の自主的、主体的な活動も震災後はさらに活発になっている。
- こうした教訓を踏まえ、舞台芸術の持つ力をすべての県民が享受できる機会を県下全域にわたって提供し、また、まちづくりと連携した活力溢れる賑わいを創出し、震災からの心の復興や文化の復興に貢献していくことが県としての責務であり、芸術文化センター構想を実現していく必要がある。
- また、このことを通じて県の創造的復興の状況を国内外にアピールしていく必要がある。

4. 現在のコンセプト

「日本一のお客様に支えられ、お客様とともに成長し続けるパブリックシアター」

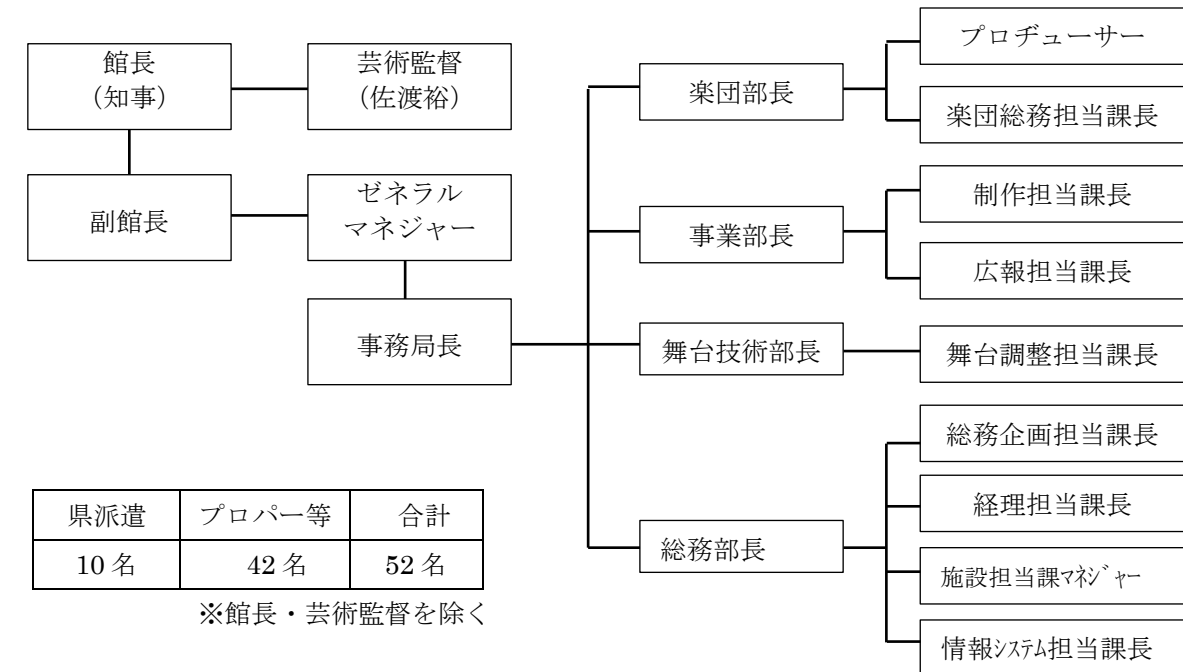
(1) 事業展開コンセプト

- ① 多彩な舞台芸術の『創造・発信』
- ② 芸術性豊かなものから親近感に富むものまで『幅広いニーズ』に応える
- ③ 舞台芸術の『普及』・県民の創造活動の支援

(2) 「パブリックシアター」3つの要素

- ① 芸術監督(佐渡裕)、芸術経営のプロ(副館長・ゼネラルマネージャー)
- ② 芸術創造集団オーケストラ(兵庫芸術文化センター管弦楽団 注:若手育成目的の楽団)
- ③ 本拠地となる舞台芸術劇場・・・ソフト・ハードの一体化

5. 組織 (2016年4月1日現在)



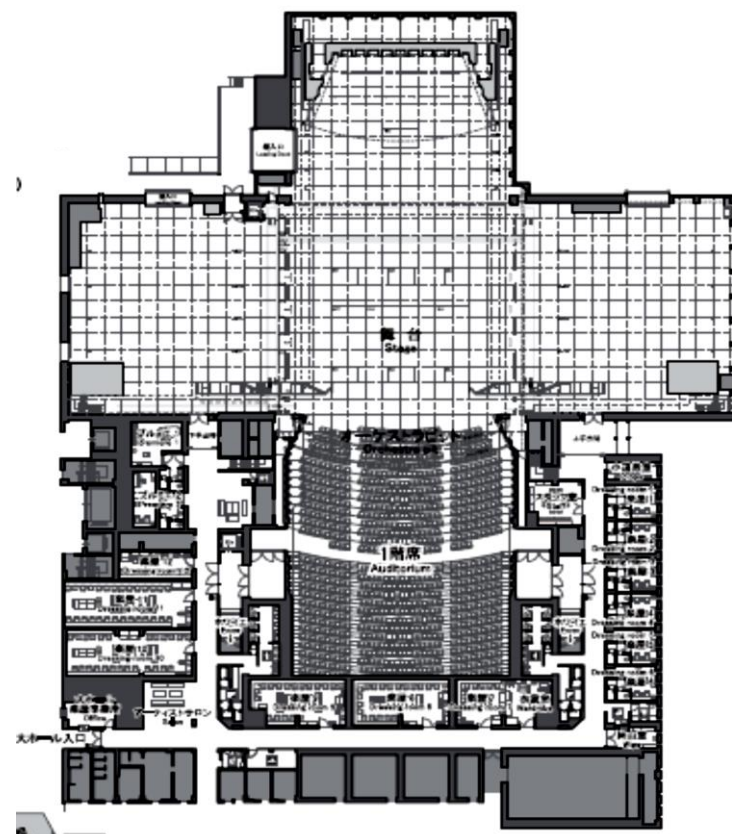
6. 収支 (2015年度(平成27年度)決算)

支出(億円)		収入(億円)		
1. 芸術文化センター事業費	17.4	(1) センター事業収入	12.9	18.2
		(2) 県費(事業基金)	4.3	
		(3) 繰越剰余金	1.0	
2. 附属交響楽団費	7.6	(1) 楽団事業収入	3.3	7.7
		(2) 県費(楽団人件費・事業費等)	4.4	
3. 管理運営費	11.1	(1) 施設利用料金収入	2.0	10.7
		(2) 県費	8.2	
		(3) その他(繰越剰余等)	0.5	
4. 準備金	-			-
合計	36.1	合計	36.6	

7. ホール (施設全体は建築面積約 10,530 m²、延床面積 33,145 m²)

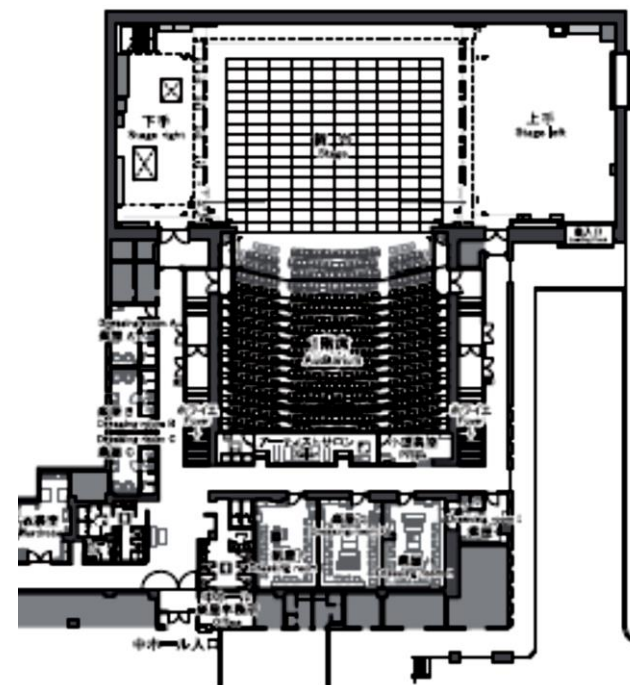
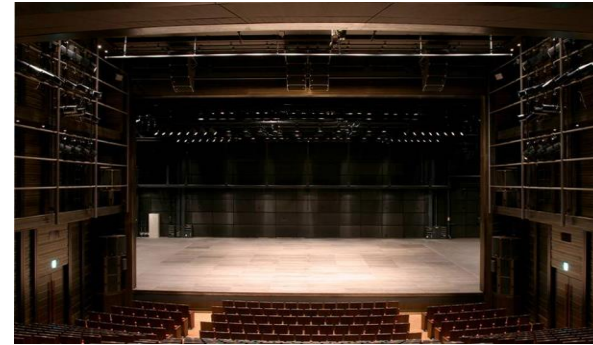
(1) 大ホール

- コンサートを中心に、オペラ、バレエなどに対応
- 2,001 席 (最大 2,141 席) 4 層バルコニー形式
- 残響 : コンサート時 2.0 秒、オペラ時 1.4 秒
- 4 面舞台、奥舞台に走行式音響反射板格納



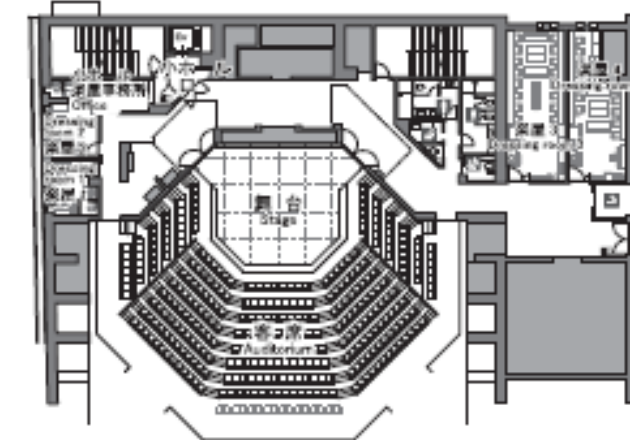
(2) 中ホール

- 演劇を中心に、ミュージカルや古典芸能まで幅広く対応
- 800 席、2 層バルコニー形式
- 残響 : 0.9 秒 (満席時)
- プロセニウム開口部幅 16.4m、高さ 7.9m



(3) 小ホール

- 室内楽に適したアリーナ形式のホール
- 417 席
- 残響 : 1.5 秒 (満席時)



■ リハーサル室

- リハーサル室 1(331 m²)とリハーサル室 2(88 m²)は、床、バトン等、ホール舞台に近い設備を備えている



リハーサル室 1



リハーサル室 2